# 一般社団法人日本デフ陸上競技協会の内部通報規程

#### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会(以下「本協会」と省略する。)に 関係する関係者等の内部通報に関する制度を設けることより、本協会の業務運営に関 する違法または不正行為、暴力行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメン ト、その他組織的又は個人的な法令違反(以下「不正行為等」と省略する。)の早期発 見と是正を図り、持って法令並び本協会定款及び関係規程を遵守して業務運営の強化 に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規定において、関係者等は次の各号に揚げる者とをいう。

- (1) 本協会、理事及び監事
- (2) 本協会、名誉会長及び顧問
- (3) 本協会、役員
- (4) 本協会、正会員及び学生会員
- (5) 本協会に関係するスタッフ、監督、コーチ、選手などの関係者
- 2 この規程において、職員とは、事務局職員をいう
- 3 内部通報とは、関係者等が不正行為等の発生またはおそれを本協会に通報または相談することをいう
- 4 通報者は、内部通報を行う者をいう
- 5 被通報者とは内部通報において不正行為などを行っているとされる者をいう

#### (内部通報対象事項)

- 第3条 関係者は、他の関係者等が個人又は共同で次の各号に揚げる不正行為について行っていると認めた場合、行っている又はおそれがある場合は、通報しなければならない。
  - (1) 法令違反する行為
  - (2) 本協会定款、倫理規程、及びその他の規程に違反する行為
  - (3) 個人の生命、身体、財産その他権利利益を害する行為
  - (4) 本協会の名誉又は社会的信用を侵害する行為
  - (5) 本協会の業務運営を害する行為
  - (6) 暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為

#### (内部通報窓口)

- 第4条 内部通報を受ける窓口は次のとおり本協会内外に設置する。
  - (1) 本協会内の通報窓口は、以下とする。
    - 一般社団法人日本デフ陸上競技協会 事務局長宛

- 一般社団法人日本デフ陸上競技協会 アスリート委員会宛
- 一般社団法人日本デフ陸上競技協会
  女性アスリート委員会宛
- (2) 本協会外の通報窓口は、以下とする

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 相談窓口

https://www.jsad.or.jp/consultation/index.html

### (内部通報の方法)

第5条 内部通報の方法は、氏名及び所属などを明らかにし、電話、FAX、電子メール、書簡及び面会とする。

## (調査)

第6条 内部通報を受けた事項に関する事実関係の調査は事務局長が行う。

- 2 事務局長は必要がある場合は調査の一部及び全体をコンプライアンス委員会へ通報することが出来る。
- 3 コンプライアンス委員会は、必要があると判断される時には調査チームを設置すること ができる。
- 4 通報者の秘密を守るために、通報者が特定されないように調査の方法に十分配慮しなければならない。
- 5 内部通報の事項に関係されるとみられる関係者には、調査を担当させないとする。
- 6 内部通報に関する情報の取扱いについては、事務局長又はコンプライアンス委員会の中 で厳重に行い、通報者を特定しうる情報の管理については特に厳重に行わなければなら ない。

### (調査義務)

第7条 関係者等は、内部通報の事項の事実関係の調査を協力しなければならない。

#### (是正措置)

第8条 調査の結果、不正行為等があらかになった場合、会長又は理事長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

## (処分等)

- 第9条 調査の結果、不正行為等があきらかになった場合、会長は、当該行為を行った関係者にたいし、本協会定款、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行い、さらに必要と認められる場合には、刑事告発、損害賠償請求などの措置を講ずるものとする。
- 2 通報者が不正行為等に関与していた場合は当該通報者に対する処分については内部通報したことを斟酌するものとする。

#### (通報者の保護)

- 第10条 会長又は理事長は、内部通報者したことを理由として、通報者に対して不利益な取扱も行ってはならない。
- 2 会長又は理事長は、内部通報したことを理由して、通報者の職場環境の悪化することないよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 会長又は理事長は、通報者に対して不利益な取扱又は嫌がらせ行為した関係者に対し、 本協会定款、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものする。

## (秘密保持義務)

- 第11条 この規程に定める業務に携わる関係者は、内部通報の内容及び調査で得られた秘密 を保持する義務を負うものとする。
- 2 会長又は理事長は、前項の規定に違反した役職員に対し、本協会定款、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものする。

## (涌知)

第12条 会長又は理事長は、通報者に対し、調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。但し、通報者が調査結果及び是正措置に関する通知を希望しない場合を除く。

## (通報者の責務)

- 第13条 通報者は、誠意を持って客感的で公理的根拠に基づく内部通報を行うものとし、虚 偽の通報、他人を誹謗中傷する内容その他の不正の目的を持って内部通知を行なっては ならない。
- 2 会長又は理事長は、前項の規定に違反した関係者に対し、本協会定款、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものする。

#### (内部通報を受けた者の責務)

第14条 内部通報窓口担当者以外の関係者が内部通報を受けた場合は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

#### (補則)

第15条 この規程の施行について必要な事項は会長又は理事長が別に定める。

## (改廃)

第16条 この規程の改廃は理事会の決議により行うものする。

附則 この規定は、令和2年10月1日から施行する。